



野原 恵子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



国民の命を守る国保について、本来、国の責任において財政措置が行われるべきである。国はこの間、国庫負担率の引き下げを続けており、国保財政を維持するため、地方自治体がやむなく一般会計から繰り入れを行っている。こうした状況を打開するためとして、2018年から市町村が運営する国民健康保険事業の財政が、都道府県に移管され財政運営の主体となる。住民の福祉の増進を目的とする地方自治体の責務として、国保税の引き上げにならないように、手立てを講じていくことが求められる。

- (1) 広域化に向けて。①取組の現状は。②今後の国保税の試算は。③負担軽減のため当面、一般会計から繰り入れを行うこと。
- (2) 道は引き上げ率が5%を超える市町村に、激変緩和措置として財政支援を行うとしている。期限を設けず続けていくよう求めていること。
- (3) 道の「国保運営方針」の策定に

問 安心して利用できる国民健康保険制度に

答 来々1月の標準保険料率（本算定）の通知を基に、今後の保険料率を検討したい

当たり、市町村の自主性の尊重を明記することを求めていること。

(4) 国保は社会保障制度である。国に国庫負担の割合を引き上げるよう求めていくこと。

町長 (1) ① 8月に国保運営の統一の方針として「北海道国民健康保険運営方針」が策定された。

9月の被保険者証の更新に併せて、パンフレットを配布するとともに、広報紙やホームページ等で周知を図っていききたい。

- (2) 各市町村の決算数値を基に、北海道が市町村ごとの納付金額を仮算定している。8月の仮算定結果は、本町では平成28年度の1人当たりの保険税に対し、率にして1・6%の減と示された。本算定は、来年1月に納付金および標準保険料率の通知がある。その結果を基に今後の保険料率を検討していきたい。
- (3) 赤字補填などを目的とした一般会計からの法定外繰入は、6年以内を目標に、段階的な解消に取り

組むことが運営方針にも明記された。6年以内が困難な場合は、市町村の実情に応じて設定することもあるとされている。本町では、今回の仮算定結果で、現行の保険料率と北海道への納付金額にほとんど差異が生じておらず、現時点で一般会計からの繰り入れを行う必要性は極めて薄い。

- (2) 当初案では、平成30年度は5%を超える増加率があつた市町村を激変緩和措置の対象とし、増加率5%を上限に超える部分を緩和するとしていたが、再検討が行われ、5%から2%に見直しされた。平成30年度には2%、31年度は4%、32年度は6・1%、33年度は8・2%、34年度は10・4%、35年度は12・6%を超える額をそれぞれ緩和し、段階的に引き上げられる。激変緩和措置の期間終了後も、納付金制度の安定化に必要な対策を行う考え方が示され、今後の動向を注視し、市町村連携会議などの機会を捉えて意見していきたい。
- (3) 国保運営方針の見直しに当た

り、3年ごとに検証を行うとしており、市町村を含めた関係者間の意見交換や協議の場として、引き続き市町村連携会議が設置される。今後も、この会議において、必要な意見を出していきたい。

(4) 三位一体改革による税源移譲や制度の見直しが進められ、現在では医療給付費に対する国庫負担金の交付率は32%、国の調整交付金は9%、都道府県の調整交付金は9%となっており、国と北海道により50%相当分が措置されている。加入者の高齢化や医療の高度化などにより、医療費の増加が見込まれ、国保の安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じるよう、引き続き、十勝町村会等を通じて要請していく。

